

無線設備規則の一部を改正する省令案新旧対照条文  
○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（適用の範囲）

（適用の範囲）

第三十七条の二十七の九 この節の規定は、標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局のテレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

第三十七条の二十七の九 この節の規定は、標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局のテレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

第三十七条の二十七の十（略）

第三十七条の二十七の十（略）

（有線テレビジョン放送施設等からの影響）

第三十七条の二十七の十の二 第三十七条の二十七の九に掲げる無線設備は、当該無線設備と有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第一項に規定する届出に係る有線電気通信設備、同条第四項第二号に掲げる有線電気通信設備、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第三条第一項に規定する許可に係る有線テレビジョン放送施設又は電気通信役務利用放送法施行規則（平成十四年総務省令第五号）第二条第四号に規定する有線役務利用放送設備（いずれも無線設備を構成する部分を除く。以下この条において「有線テレビジョン放送施設等」という。）とを接続する場合は、当該有線テレビジョン放送施設等からの影響により電気的特性に変更を来すこととならないものでなければならない。

第三十七条の二十七の十一（略）

第三十七条の二十七の十一（略）